

第10回定期総会議事録

1、日時	令和元年11月5日(火)
2、場所	中津市役所 4階 研修室
3、出席委員	1番橋本(省)委員、2番高倉委員、4番義経委員、5番植山委員、6番田畑委員、7番中原委員、8番石川委員、9番田上委員、11番門脇委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番長尾委員、15番村上委員、最適化推進員9名(國分、前田、橋本、奥、武本、島津、鷹崎)
4、欠席委員	3番坪根委員、10番小野委員
5、事務局	福永局長、中春次長、梶原次長、後藤、井上
6、議題	別紙議案書のとおり。
7、開会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	6番田畑委員、14番長尾委員
福永局長	それでは議事の方に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中13名の出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願い致します。
中原会長	おはようございます。では、令和元年第10回定期総会をただいまより開催致します。では議事録署名は議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
中原会長	それでは、議事録署名委員を6番田畑委員、14番長尾委員にお願いします。よろしく申し上げます。
議案審議 議第1号 議長	農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件の1番、2番について事務局から説明をお願いします。
事務局(後藤)	議案朗読
議長	1番、2番について國分推進委員に調査報告をお願いします。
國分推進委員	1番について報告いたします。調査の結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定するということで、問題ありません。 続きまして2番について報告します。調査の結果、合意解約で間違い

		<p>ありません。解約後は利用権設定するというので、問題ありません。審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいま1番、2番について國分推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め1番、2番について当委員会は承認と致します。それでは3番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (後藤)		<p>議案朗読</p>
議	長	<p>それでは3番について橋本委員に調査報告をお願いします。</p>
1番 (橋本)		<p>3番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は自作とのことでございます。審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいま3番について橋本委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め3番について当委員会は承認と致します。それでは事務局4番から7番について説明をお願いします。</p>
事務局 (後藤)		<p>議案朗読</p>
議	長	<p>4番から7番について島津推進委員に調査報告をお願いします。</p>
島津推進委員		<p>4番について報告します。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定を行います。</p> <p>続きまして5番について報告します。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定を行います。</p> <p>続きまして6番について報告します。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定を行います。</p> <p>続きまして7番について報告します。双方に確認いたしました結果、</p>

		合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定を行います。審議をお願いします。
議	長	ただいま4番から7番について島津推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め4番から7番について当委員会は承認と致します。事務局8番について説明をお願いします。
事務局 (後藤)		議案説明
議	長	8番について石川委員に調査報告をお願いします。
8番 (石川)		8番について報告します。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定を行います。審議をお願いします。
議案審議		
議第2号		農用地利用集積計画(案)の利用権設定について
議	長	議第2号農用地利用集積計画(案)の利用権設定についてです。 それでは議第2号農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当より説明をお願いします。
農政振興課 (森下)		(農政振興課 担当 説明)
議	長	ただいま農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め農用地利用集積計画(案)の利用権設定については承認といたします。次に農用地利用集積計画(案)の所有権移転がありますので、私が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退席を致します。百留委員をお願いします。

	(7番中原委員退席)
議長代理 (百留)	中原会長が議事参与ということで、代わって議長を務めさせていただきます。議第2号農用地利用集積計画(案)の所有権移転について、農政振興課担当より説明をお願いします。
農政振興課 (森下)	(農政振興課 担当 説明)
議長代理 (百留)	ただいま農用地利用集積計画(案)の所有権移転について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議長代理 (百留)	異議なしと認め農用地利用集積計画(案)の所有権移転については承認といたします。中原会長は入室をお願いします。
	(7番中原委員着席)
議案審議 議第3号 議長	農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について 議第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について事務局1番の説明をお願いします。
事務局 (後藤)	議案朗読
議長	1番について義経委員に調査報告をお願いします。
4番 (義経)	(1番の申請地の場所について説明) 双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。審議をお願いします。
議長	ただいま1番について義経委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め1番について当委員会は許可と致します。

	<p>それでは事務局 2 番について説明をお願い致します。</p>
事務局（後藤）	議案朗読
議長	2 番について植山委員に調査報告をお願いします。
5 番（植山）	<p>（2 番の申請地の場所について説明）</p> <p>双方確認の結果、生前一括贈与で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。審議をお願いします。</p>
議長	ただいま 2 番について植山委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議長	<p>異議なしと認め 2 番について当委員会は許可と致します。番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第 10 条の議事参与の制限に 2 抵触しますので一時退室をお願いします。</p> <p>（1 番橋本委員退席）</p>
議長	それでは事務局 3 番について説明をお願いします。
事務局（後藤）	議案朗読
議長	それでは 3 番について田畑委員に調査報告をお願いします。
6 番（田畑）	<p>（3 番の申請地の場所について説明）</p> <p>3 番は譲受人が農地取得要件を満たしており、問題ないと思います。審議をお願いします。</p>
議長	ただいま 3 番について田畑委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議長	異議なしと認め 3 番について当委員会は許可と致します。橋本委員は入室をお願いします。

	<p>(1番橋本委員着席)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは事務局4番について説明をお願いします。</p>
<p>事務局(後藤)</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議長</p>	<p>4番について玉麻委員に調査報告をお願いします。</p>
<p>13番(玉麻)</p>	<p>(4番の申請地の場所について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。審議をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま4番について玉麻委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め4番について当委員会は許可と致します。それでは事務局5番について説明をお願いします。</p>
<p>事務局(後藤)</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議長</p>	<p>それでは5番について長尾委員に調査報告をお願いします。</p>
<p>14番(長尾)</p>	<p>(5番の申請地の場所について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしておりますので問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま5番について長尾委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め5番を当委員会は許可と致します。</p>

議案審議	
議第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について
議 長	議題4号農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について、事務局1番の説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	1番について高倉委員に調査報告をお願いします。
2番（高倉）	（1番の申請地の場所について説明） 転用目的は農地造成です。雨水排水は自然浸透させ、オーバーフロー分については、排水路へ放流します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま1番について高倉委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め1番について当委員会では許可と致します。2番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	（1番橋本委員退席）
議 長	それでは事務局2番について説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	2番について義経委員に調査報告をお願いします。
4番（義経）	（2番の申請地の場所について説明） 転用目的は農業用施設用地の資材置場及び作業場です。雨水排水は自然浸透させ、オーバーフロー分については、隣接水路への放流を行います。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま2番について義経委員より報告がありましたが、異議はござ

		いませんか。
全委員		(異議なし)
議 長		異議なしと認め2番について当委員会は許可と致します。橋本委員は入室してください。
		(1番橋本委員着席)
議 長		事務局3番について説明をお願いします。
事務局(中春)		議案朗読
議 長		3番について植山委員に調査報告をお願いします。
5番(植山)		(3番の申請地の場所について説明) 転用目的は農業用施設の資材置場及び駐車場です。雨水排水は自然浸透させ、南側水路への放流です。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長		ただいま3番について植山委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議 長		異議なしと認め3番について当委員会は許可と致します。
議案審議		
議第5号		農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について
議 長		議題5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について事務局1番の説明をお願いします。
事務局(中春)		議案朗読
議 長		1番について國分推進委員に調査報告をお願いします。
國分推進委員		(1番の申請地の場所について説明)

		<p>転用目的は宅地分譲用地（1区画）です。生活排水は公共下水道に繋ぎこみ、雨水排水は敷地内で集水し、U字溝で北側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいま1番について國分推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>（異議なし）</p>
議	長	<p>異議なしと認め1番について当委員会は許可と致します。それでは事務局2番について説明をお願いします。</p>
事務局（中春）		<p>議案朗読</p>
議	長	<p>2番について義経委員に調査報告をお願いします。</p>
義経（4番）		<p>（2番の申請地の場所について説明）</p> <p>転用目的は宅地敷地拡張用地です。雨水排水は自然浸透させ、オーバーフロー分については、西側の市道側溝に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいま2番について義経委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>（異議なし）</p>
議	長	<p>異議なしと認め2番について当委員会は許可と致します。3番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p>
		<p>（1番橋本委員退席）</p>
議	長	<p>それでは事務局3番について説明をお願いします。</p>
事務局（中春）		<p>議案朗読</p>
議	長	<p>3番について義経委員に調査報告をお願いします。</p>

義経（４番）	<p>（３番の申請地の場所について説明）</p> <p>転用目的は建売分譲用地（２区画）です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水排水と一緒に南側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま３番について義経委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認め３番について当委員会は許可と致します。橋本委員は入室してください。</p> <p>（１番橋本委員着席）</p>
議 長	<p>それでは事務局４番について説明をお願いします。</p>
事務局（中春）	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>４番について植山委員に調査報告をお願いします。</p>
植山（５番）	<p>（４番の申請地の場所について説明）</p> <p>転用目的は進入路及び駐車場用地です。雨水排水は自然浸透させ、オーバーフロー分については、自宅の排水を利用します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま４番について植山委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認め４番について当委員会は許可と致します。５番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第１０条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p> <p>（１番橋本委員退席）</p>

議 長	それでは事務局 5 番について説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	5 番について田畑委員に調査報告をお願いします。
田畑（6 番）	（5 番の申請地の場所について説明） 転用目的は倉庫及び駐車場用地です。雨水排水は敷地内で集水し、南側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われ れます。審議をお願いします。
議 長	ただいま 5 番について田畑委員より報告がありましたが、異議はござ いませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め 5 番について当委員会は許可と致します。橋本委員は 入室してください。
	（1 番橋本委員着席）
議 長	それでは事務局 6 番について説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	6 番について田畑委員に調査報告をお願いします。
田畑（6 番）	（6 番の申請地の場所について説明） 転用目的は一般住宅用地です。雨水排水は敷地内で集水し、南側市道 側溝に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われ ます。審議をお願いします。
議 長	ただいま 6 番について田畑委員より報告がありましたが、異議はござ いませんか。
全委員	（異議なし）

議 長	異議なしと認め6番について当委員会は許可と致します。それでは事務局7番について説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	7番について石川委員に調査報告をお願いします。
石川（7番）	（7番の申請地の場所について説明） 転用目的は市道の工事に伴う橋梁工事作業用地です。雨水排水は敷地内で集水し、既存排水口から西側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま7番について石川委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め7番について当委員会は許可と致します。8番と9番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。 （1番橋本委員退席）
議 長	それでは事務局8番と9番について説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	8番と9番について玉麻委員に調査報告をお願いします。
玉麻（13番）	（8番の申請地の場所について説明） 転用目的は資材置場用地です。雨水排水は自然浸透させ、オーバーフロー分については、隣接水路へ放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。 （9番の申請地の場所について説明） 転用目的は駐車場用地です。雨水排水は自然浸透させ、オーバーフロー分については、隣接水路へ放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。

議	長	ただいま8番と9番について玉麻委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め8番、9番について当委員会は許可と致します。橋本委員は入室をお願いします。
		(1番橋本委員着席)
議案審議		
議第6号		非農地証明について
議	長	議第6号の非農地証明願に関する件について1番を事務局説明をお願いします。
事務局(後藤)		議案朗読
議	長	ただいま事務局より説明がございましたが異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め非農地証明願に関する件について当委員会は承認と致します。
議案審議		
議第7号		その他議案について
議	長	議題7号その他について事務局説明をお願いします。
福永局長		(別紙議案のとおり)
議	長	はい、それでは総括を進めたいと思います。 議第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について当委員会は承認といたします。 議題2号、農地利用集積計画(案)について当委員会は承認といたします。 議題3号、農地法第3条第1項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。

	<p>議題4号、農地法第4条第1項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。</p> <p>議題5号、農地法第5条第1項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。</p> <p>議題6号、非農地証明願に関する件について当委員会は承認といたします。</p> <p>以上でございます。長い時間審議ありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして、第10回定期総会を閉会いたします。</p>
--	--